

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

群馬県吾妻郡六合村

## 2 構造改革特別区域の名称

幼保一体化特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

群馬県吾妻郡六合村の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

本村は人口1,984人(平成15年2月末日現在)、高齢化率30%、就学前児童数が人口の6.7%と大変低く、公立幼稚園2園においても、各園15名、12名と少人数であり、深刻な少子化が進んでいる。(別紙1参照)

地形は急峻で南北に広く、集落内にて民家が散在していることから、集落単位では子どもの社会性が育まれにくいなど子どもへの影響や、過疎化、高齢化の進行により住民への基礎的なサービス提供が困難になることが懸念される。

又、都市化の進行等により、女性の就労体系が変わり、共働きの家庭が増えており、核家族や母(父)子家庭が増加してきているが、現在、村内には保育所がないため村外へ広域委託をしている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

年々幼児数が減少しており、幼稚園のクラスにおいても集団と呼ぶにはほど遠い人数編制の状態にある。なおかつ、各地区において民家が点在しているため同世代の子ども達との交流は少なく、子どもへの社会性が育まれにくいという大変深刻な問題をかかえてきている。

今回、六合村ならではの幼稚園と保育所の合築施設において、一緒に教育・保育活動を行うことにより、子どもの活動機会の促進を図ることになる。

又、保育料については幼稚園児と保育所児を同一料金とし、保育時間についてもあずかり保育を実施する等、運営面からも、六合村独自の運営を行うことにより、保護者への負担が軽減され、多様なニーズに応えることになる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本村のみならず、全国的にみても少子化、核家族化の進行、女性の社会参加の拡大による共働き家庭の増加、待機児童の増加などからも読み取れるように、保育所の需要の高さと、保護者が就労していても子どもに幼児教育を受けさせたいという多様化した保育ニーズがあり、保育環境を整えていくことが急務である。

これに応えていくためには、幼稚園と保育所の相互乗り入れを図り、子どもの活動機会を確保し、保育の実施にかかる事務を教育委員会に窓口を一本化し、そして、地域や家庭で低下している育成力を補う必要がある。

このため、本村では、幼保一体の合築施設である「六合こども園」の運営を通じて、人間形成の基礎を培う大切な幼児期に子どもたちが多人数の中で生きる力を伸ばし、これからの六合村を担う子どもたちの十分な社会性や創造性が育まれるよう取り組んでいく。さらに、保護者の保育ニーズに応えることにより、子育てを行う女性の社会参加の推進を促し地域の活性化を目指していく。

正に過疎地域にての少子化対策における、幼・保一体化の先駆けたモデル施策となり、六合村の子育て支援活性化のみならず、全国への子育て支援策と成り得る。

今後はこの施設を、休園日には開放を行い老人と子どものふれあいの場所へと、地域の子育て支援の拠点とし、子育ての喜びと働く喜びを同時に得ることができ、家庭や子育てに夢や希望を持てる村づくり、延いては社会づくりへとつなげていきたい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本村においては、花卉栽培が盛ん（販売額年間1億4千万円）であるが、生産者の高齢化が進み、生産者の平均年齢は68歳と高くなっている。若い労力を必要としている中、子育てをしている若い人達からの花卉栽培への興味と、労力の供給の声が高く、お互の需要と供給が相まうことにより、村の産業の振興が図られる。

又、現在、2園の幼稚園にて4,5歳児を受け入れているが、両園の建て替え、又は既存の2園で3年保育の実施は財政的に厳しく、統合園にするにも地形が南北に広いため、保護者の反発が大変強く、なかなか了解が得られずにいた。しかし、既存の2園を廃園し、特区を活用した、六合村独自の運営方法により、幼稚園・保育所の両方のニーズに対応できるという、魅力ある新たな、幼・保合築施設を提案したことにより、全村一致して住民合意が得られ、子育てを地域で支える体制が整えられた。

幼保一体化特区（807）と（914）の特例措置の適用を受け、合同活動が可能となる園児数は、平成16年度において、幼稚園における合同保育人数は、午前の保育を対象として3歳児から5歳児で、幼稚園児20名保育所児28名の合計48名である。保育所における合同保育人数は、午後の保育を対象として3歳児から5歳児で、幼稚園児12名保育所児28名の合計40名が見込まれる。このことから、両特定事業を融合させることにより、大きな相乗効果が生み出され、子ども達の社会性・創造性の涵養がなお一層図られ、併せて、保護者に時間的経済的ゆとりが生まれ、女性の社会参加が進み地域の活性化が図られる。

加えて、保育の実施に係る事務が教育委員会へ委任され、六合こども園の窓口が一本化になることで、少数職員で一人当たりが幅広い様々な行政事務を行っている本村においては大変効率的な事務運営となり、延いては住民へのサービス向上へとつながっていく。

このほか、六合こども園建設に伴う、施設・設備・遊具・備品等の整備により消費拡大が図られ、地域の経済効果が期待され、さらに、既存の幼稚園は社会教育の拠点として活用することにより、住民のボランティア活動や生涯学習活動の活性化が図れる。

## 8 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ・施設整備事業

既存の幼稚園2園を廃園し、幼稚園・保育所の合築施設「六合こども園」を建設。

### ・六合っ子幼児教育カリキュラムの作成

保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った「六合っ子幼児教育カリキュラム」を定め、年齢に応じ、心身の発達にあわせた一貫した方針に基づき育成を行う。

### ・子育て支援（六合こども園開放）

現在第2・第4金曜日に保健センターを開放、又月2回幼稚園の開放を行っている。この事業をさらに充実させ、六合こども園開園後は休園日には開放を行い、住民の幅広い年齢層での交流の中から、地域全体で子育てを支援していく。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

六合こども園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主体 群馬県吾妻郡六合村

区域 群馬県吾妻郡六合村の全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 六合こども園  
詳細は別紙2・平面図のとおり

### 5 当該規制の特例措置の内容・・・別紙3・相互乗り入れ概念図参照 別紙4・入所定員設定の考え方参照

#### 特例措置の必要性

本村においては、就学前児童数が人口の6.7%と大変低く深刻な少子化が進んでいる。各地区において民家が散在していることから、同世代の子どもたちとの交流は少なく、子どもへの社会性が育まれにくいという深刻な問題をかかえている。

又、現在2園の幼稚園にて4,5歳児を受け入れているが、2園とも施設の老朽化がすすみ、安全面においても危惧されている。両園の建て替え、又は既存の施設での3歳児の受け入れは財政的にも困難であり、統合園にするためにも地形が急峻で南北に広いため、保護者の反発が大変強く、なかなか了解が得られずにいた。

女性の就労体系が変わり、核家族や母（父）子家庭が増加してきていることから保育に欠ける児童が増えており、少子化の進行も手伝い集団としての保育を望む声も保護者から強く出てきている。

そのような中、村民へ、既存の2園を廃園し、特区を活用した、六合村独自の運営方法により、幼稚園・保育所の両方のニーズに対応できるという、魅力ある新たな、幼・保合築施設を提案したことにより、全村一致して住民の合意が得られた。議会においても幼・保合築施設建設費が組み込まれた平成15年度予算が議決され、建設へ向けて進んでおり、本村においては幼・保一体化の運営の基、十分な社会性・創造性が涵養されるよう幼児教育の充実を図ることが急務である。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

番号 914

名称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

六合こども園

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

主体 群馬県吾妻郡六合村

区域 群馬県吾妻郡六合村の全域

実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

整備される施設 六合こども園

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### 1、特例措置の必要性

本村の「就学前児童のいる世帯」は、全世帯の9.6%であり、「就学前児童数」は人口の6.7%と大変低く深刻な少子化が進んでいる。子どもの遊び相手の減少や、核家族化等による地域や家庭での育成力の低下が見られる中で、子どもが地域や家庭で社会性を涵養することが困難となり、心身の健全な育成のため、特例措置が効果的と考えられる。

村内で就学前児童の教育・保育施設は、平成16年4月1日より開園となる幼稚園と保育所の合築施設「六合こども園」1園であり、3歳児から5歳児は、ほぼ100%入園が予想される。

この六合こども園にて特例措置の適用を受け、幼稚園児が預かり保育を希望する場合、保育所の保育室で、保育所児と同時合同保育を行うことができることで、子どもの心身の発達を助成し、地域や家庭での育成力低下を補うことができる。

平成15年4月21日に認定を受けた「幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業」と併せて、幼稚園、保育所の相互乗り入れを行うことでより大きな相乗効果が生まれ、子どもの十分な社会性・創造性が涵養され、より充実した幼児教育の展開が図られることとなる。

又、多様な保育ニーズに応えることで、保護者に時間的ゆとりが生まれ、女性の社会参加が進み地域の活性化が期待される。

別紙5・六合こども園（幼稚園・保育所）入園希望調べ参照

## 2、六合こども園施設整備について

平成15年7月25日着工

平成16年2月27日完成予定

平成16年4月1日開園

「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づく、幼保合築施設である。

合同活動を行う保育室は、実保育室面積141.17㎡・職員数4名を予定しているため、幼児数の合計（保育所児28人+幼稚園児12人 合計40人 平成15年9月1日現在予定）により児童福祉施設最低基準（79.2㎡ 職員2人）を満たしている。

職員4人のうち、直接従事する職員2人は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有しているため、兼務辞令を発令予定。

保育内容は、保育所保育指針と幼稚園教育要領に沿った「六合っ子幼児教育カリキュラム」を定め、年齢に応じ、心身の発達にあわせた一貫した方針に基づき育成を行う。

## 別 紙

### 1 特定事業の名称

番号 916

名称 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

六合村

六合村教育委員会

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

保育の実施に係る事務（保育所の入所の決定、保育所の定員を超えた場合における入所の選考、保育所入所申込みの勧奨、保育所の状況等の情報提供等）の全部を委任し、教育委員会にて幼稚園事務と保育所事務を行うことで、六合こども園の運営がより円滑となり、住民へのサービスが向上される。

行政面からも見ても、少子化が進んでいるため、幼稚園事務に係る職員と、保育所事務に係る職員を、それぞれ配置調整することは事務量から勘案しても非効率であり、困難となっているため、この特例措置の適用を受けることにより大変効率的な事務運営となる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の必要性

村内の就学前児童の教育・保育施設は、平成16年4月1日より開園となる幼稚園と保育所の合築施設「六合こども園」のみである。

この施設の幼稚園と保育所の建設・運営にあたっては一体的に行うため、開園にむけ幼児教育関係部署の教育委員会が主体となり、保育部署の保健福祉課と密接に連絡調整を取りながら事業を行っている。

すでに、住民の中では六合こども園関係の窓口は教育委員会であることが浸透している。今後を見通した上で、住民の混乱を避けるためにも、保育の実施に係る事務の全部を委任し、教育委員会にて幼稚園事務と保育所事務を行うことが住民へのサービス向上へとつながっていく。

委任後においても、児童福祉関係機関と連携体制の一層の充実を図るよう、保育指導に不安がある等の子どもについては、保健師や保健福祉事務所と情報交換を行い、指導を受け、保育指導に活かしていく。さらに、家庭状況の変化により保育に欠ける状態が生じた際にも、早急に対応できるように、村保健福祉課、保



健師、民生児童委員、主任児童委員等と定期的に情報交換や連絡調整を行い、子ども達の健全な育成を助長していく。

又、本村においても、急速な少子化が進んでおり、幼稚園事務を行うための職員と、保育所の入所決定、入所申込みの勧奨、情報提供等の保育の実施に係る事務を行うための職員を、それぞれ配置調整することは事務量から勘案しても非効率で困難であり、住民サービスに支障を来たしかねない。少数職員で一人当たりが幅広い様々な行政事務を行っている本村においては、窓口が一本化になることで、大変効率的な事務運営となる。なおかつ、六合こども園開園後の運営を園が中心となって円滑に進めていくためにも、より一層、事務の効率化が必要であり、あわせて地方自治法第180条の2の規定により保育料決定・徴収等事務の委任を行う。

この特例措置の適用にむけ、教育委員の定例会議でも、園を円滑に運営していくために保育の実施に係る事務の受入れの必要性が上げられ、了解が得られ調整が取れている。教育委員会事務局職員の事務分掌についても見直しを行い、これにかかる事務担当職員を充実させ、入所手続き、入所申込みの勧奨等の事務体制を整えている。